



被告人国選弁護報告書【即決事件】

(書式4-3 H29.10.30版)

弁護士 一般・スタッフ (登録番号 ) 提出日 年 月 日

被告人	氏名		裁判所名	裁判所	支部	
	事件番号	年( )第 号	選任日	年 月 日		
	調整	<input type="checkbox"/> 被疑者国選段階から担当 (起訴日)		年 月 日		
	罪名(罰条)					
判決日	年 月 日	判決以外の終了原因				
判決主文	認定罪名	<input type="checkbox"/> 公訴事実と同一 <input type="checkbox"/> 別罪 罪名( )		法テラス使用欄		
		<input type="checkbox"/> 懲役 年 月	<input type="checkbox"/> 禁錮 年 月			<input type="checkbox"/> その他( )
		<input type="checkbox"/> 罰金 万円	<input type="checkbox"/> 科料 円			
		<input type="checkbox"/> 全部執行猶予 年( <input type="checkbox"/> 再度)	<input type="checkbox"/> 保護観察			
		<input type="checkbox"/> 一部執行猶予 上記懲役のうち( )年( )月について( )年間執行猶予				
		<input type="checkbox"/> 没収	<input type="checkbox"/> 追徴 円			
	<input type="checkbox"/> 未決算入日数 日					
訴訟費用負担の別	<input type="checkbox"/> 費用負担あり *費用負担の裁判があった場合はチェックしてください。チェックがない場合は、負担なしとみなします。					
公判等	<input type="checkbox"/> 公判2回以上(公判回数 回、公判期日( )) *通常手続に移行した場合は、通常事件用の書式を利用させていただくことになりますので、ご一報ください。					
その他の手続期日	<input type="checkbox"/> その他打合せ等期日(出頭日: 出頭内容: ) 注:進行協議など公判に関連する目的でなされた打合せに限りです。 また、三者同席のものに限り、書面提出のみ・電話打合せのみの場合は、該当しません。					
遠距離接見等・出張	<input type="checkbox"/> 有 (詳細は別紙「旅費等請求書」に記載) <input type="checkbox"/>					
費用	通訳人費用	<input type="checkbox"/> 有 (詳細は別紙「通訳料請求書」の通り) <input type="checkbox"/>				
	謄写	<input type="checkbox"/> 有 (詳細は別紙「謄写料等請求書」に記載) <input type="checkbox"/>				
	訴訟準備費用	<input type="checkbox"/> 有 (詳細は別紙「訴訟準備費用請求書」に記載) <input type="checkbox"/>				
		*①診断書の作成料 ②弁護士会照会手数料(弁護士法第23条の2) ③行政機関が発行する証明書の発行手数料 ④判決書謄本交付手数料				
<input type="checkbox"/> 第1回公判期日前に解任された (年 月 日)	以下に該当する活動があればチェックしてください。(他の記載事項は上記該当欄に記入してください。) <input type="checkbox"/> 被告人と接見、電話交通又は打合せを行った。 ( <input type="checkbox"/> 実際には接見又は打合せをせず、これらの申入れ、又は、裁判所への意見書等の提出にとどまる。) <input type="checkbox"/> 記録の閲覧若しくは謄写を行った。					
その他	以下に該当する場合は、チェックしてください。 <input type="checkbox"/> 事件記録の閲覧謄写をすることなく第1回公判期日に立ち会った。 <input type="checkbox"/> 第1回公判期日の前日までに、被告人と接見、電話交通及び打合せを行うことなく第1回公判期日に立ち会った。					

\*なお、ご記入いただきました個人情報、日本司法支援センターにおいて管理し、日本司法支援センターにおける国選弁護関連業務に使用する他、総合法律支援法・同施行規則及び契約約款に基づき、日弁連、所属弁護士会、関係機関等に情報を提供することがあります。また、被告人から請求があった場合、同様に情報提供する場合がありますので、予めご了承ください。

\*提出にあたっては、報告書提出期間(請求できるようになった日から土日祝日・12/29~1/3を除く14日)を確認し、提出期限に遅れないよう御留意ください。報告書の提出が遅れた場合には、報酬等をお支払いできなくなることがあります。

枚